

2025年12月30日現在

毎月決算コース

基準価額 : 7,650 円
 純資産総額 : 62.3 億円

設定日 : 2016年6月14日

決算日 : 毎月25日(ただし、休業日の場合は翌営業日)

信託期間 : 原則として無期限

設定来基準価額推移



上記は過去の実績を示したものであり、将来の成果を保証するものではありません。

上記の基準価額、分配金再投資基準価額および期間別騰落率は信託報酬(詳細は、後述の「ファンドの費用」をご参照ください。)控除後のものです。分配金再投資基準価額およびファンド(分配金再投資)の騰落率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。運用状況によっては、分配金の金額が変わること、あるいは分配金が支払われない場合があります。

期間別騰落率(%)

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	5年	設定来
ファンド (分配金再投資)	0.47	1.12	3.87	6.17	9.69	-8.37	-0.98

分配金実績(円)(1万口当たり、税引前)

設定来累計 : 2,240円

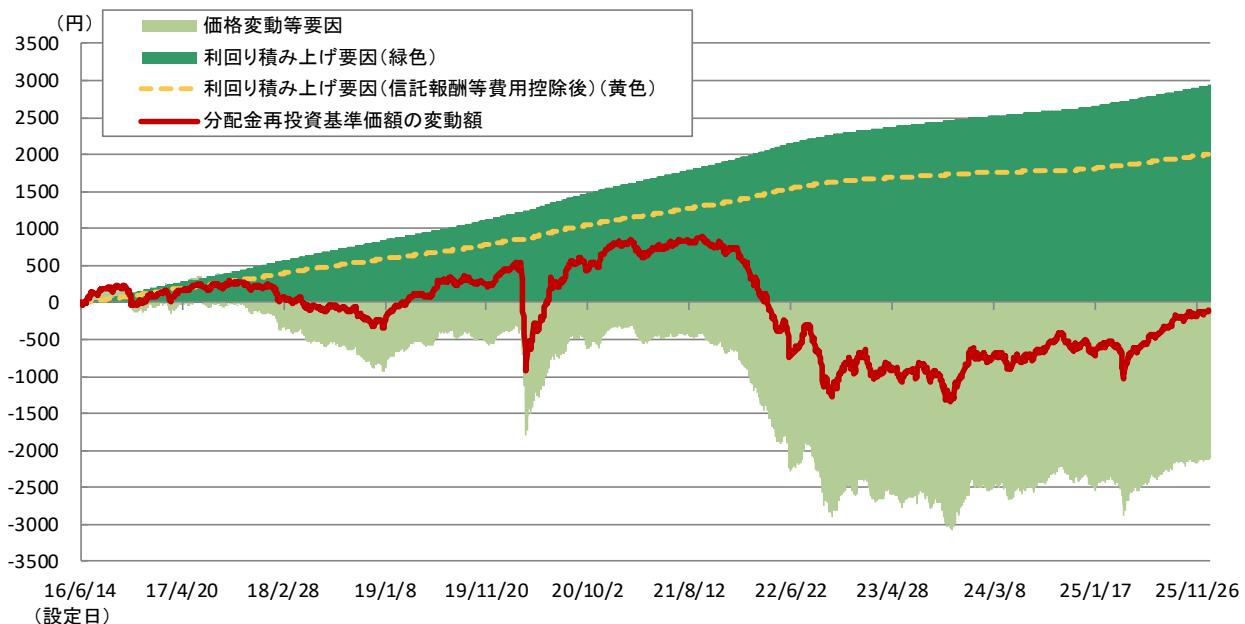
決算日	25/1/27	25/2/25	25/3/25	25/4/25	25/5/26	25/6/25
分配金額	20	20	20	20	20	20
決算日	25/7/25	25/8/25	25/9/25	25/10/27	25/11/25	25/12/25
分配金額	20	20	20	20	20	20

ポートフォリオ構成比

フォーカス・イールド・ボンド・マザーファンド	100.0%
現金等	-0.0%

比率は対純資産総額比です。基準日時点のデータであり、将来のポートフォリオの内容を示唆するものではありません。計理処理上、直近の追加設定が純資産総額に反映されないことなどの理由により、現金等の数値がマイナスになる場合があります。

<ご参考>基準価額変動要因の推移



緑色の面グラフ(利回り積み上げ要因)と黄色の破線(利回り積み上げ要因(信託報酬等費用控除後))の差額が信託報酬等費用に相当します。信託報酬は、純資産総額に対して年率0.995% (税抜0.905%)です。

上記は過去の実績を示したものであり、将来の成果を保証するものではありません。また、簡便法に基づく概算値であり、実際の基準価額の変動を正確に説明するものではありません。利回り積み上げ要因は、各組入資産の為替ヘッジを考慮した利回りを配分比率で加重平均して算出しています。簡便法による誤差などその他の要因はすべて価格変動等要因に含まれます。

最終頁の「本資料のご利用にあたってのご留意事項等」をご覧ください。

2025年12月30日現在

年2回決算コース

基 準 価 額 : 9,896 円
 純資産総額 : 84.6 億円

設 定 日 : 2016年6月14日
 決 算 日 : 毎年5月25日および11月25日(ただし、休業日の場合は翌営業日)
 信 託 期 間 : 原則として無期限

設定来基準価額推移



上記は過去の実績を示したものであり、将来の成果を保証するものではありません。

上記の基準価額、分配金再投資基準価額および期間別騰落率は信託報酬(詳細は、後述の「ファンドの費用」をご参照ください。)控除後のものです。分配金再投資基準価額およびファンド(分配金再投資)の騰落率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。運用状況によっては、分配金の金額が変わること、あるいは分配金が支払われない場合があります。

期間別騰落率(%)

	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	3年	5年	設定来
ファンド	0.46	1.11	3.87	6.17	9.65	-8.44	-1.04

分配金実績(円)(1万口当たり、税引前)

設定来累計 : 0円

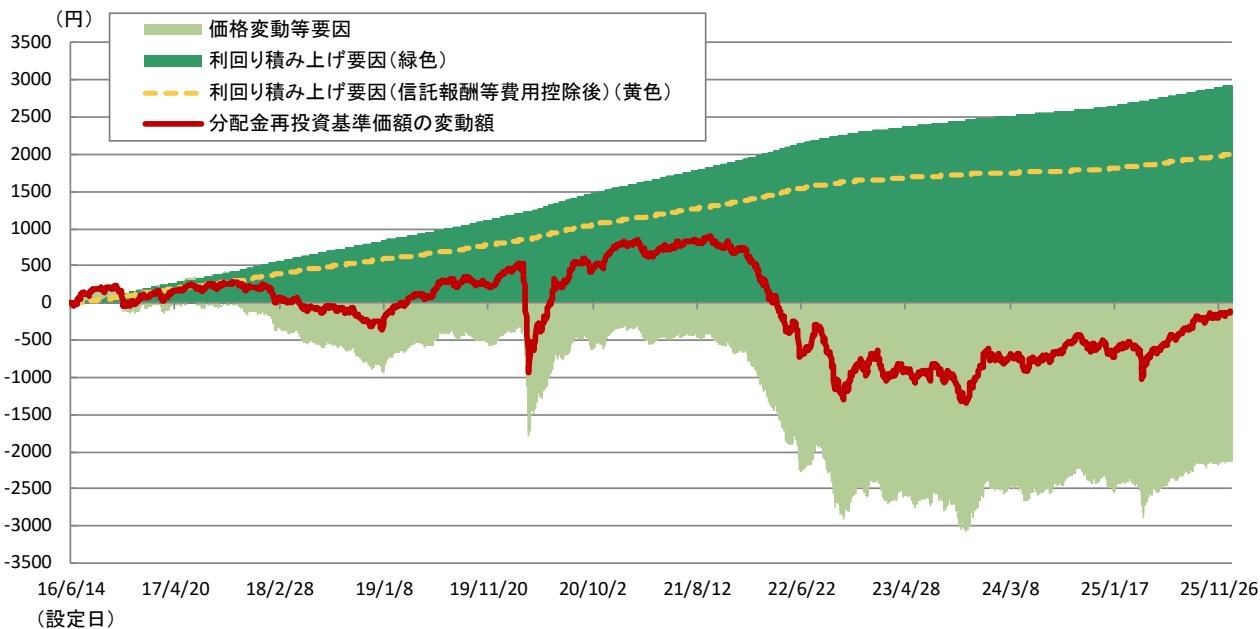
決算日	23/5/25	23/11/27	24/5/27	24/11/25	25/5/26	25/11/25
分配金額	0	0	0	0	0	0

ポートフォリオ構成比

フォーカス・イールド・ボンド・マザーファンド	100.1%
現金等	-0.1%

比率は対純資産総額比です。基準日時点のデータであり、将来のポートフォリオの内容を示唆するものではありません。計算処理上、直近の追加設定が純資産総額に反映されないことなどの理由により、現金等の数値がマイナスになる場合があります。

<ご参考>基準価額変動要因の推移



緑色の面グラフ(利回り積み上げ要因)と黄色の破線(利回り積み上げ要因(信託報酬等費用控除後))の差額が信託報酬等費用に相当します。信託報酬は、純資産額に対して年率0.9955% (税抜0.9050%)です。

上記は過去の実績を示したものであり、将来の成果を保証するものではありません。また、簡便法に基づく概算値であり、実際の基準価額の変動を正確に説明するものではありません。利回り積み上げ要因は、各組入資産の為替ヘッジを考慮した利回りを配分比率で加重平均して算出しています。簡便法による誤差などその他の要因はすべて価格変動等要因に含まれます。

フォーカス・イールド・ボンド・マザーファンド

2025年12月30日現在

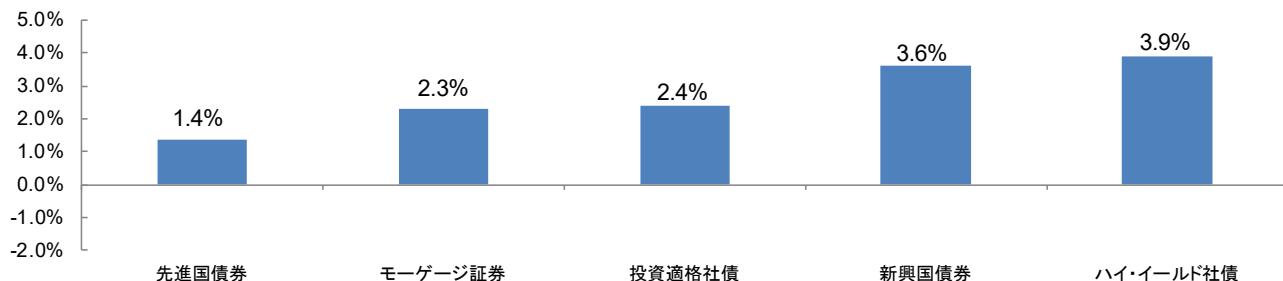
ポートフォリオ特性

平均利回り*1	3.6%
デュレーション	4.5年
平均格付け*2	BB+

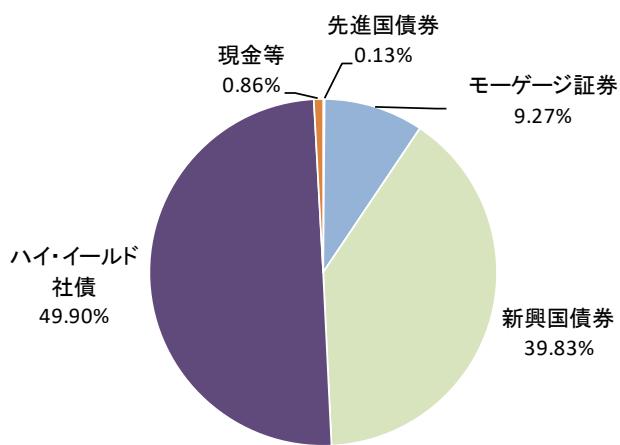
原則として、四半期ごとにポートフォリオは3%の平均利回りをめざして資産配分が調整されますが、調整後の市場動向などにより実際の平均利回りは変動します。

組入資産の情報

○為替ヘッジを考慮した利回り*3



○各資産配分比率*4



*1 平均利回りは、各組入資産の為替ヘッジを考慮した利回りを配分比率で加重平均して計算しています。

*2 平均格付けとは、基準日時点で保有している債券に係る信用格付けを加重平均したものです。各銘柄の信用格付けは、ムーディーズ、S&P、フィッチの3社(先進国債券および投資適格社債の保有銘柄は、ムーディーズ、S&Pの2社)から付与されている格付けのうち最も高い格付けを使用しています。

*3 為替ヘッジを考慮した利回りは、保有している債券の利回りを組入比率で加重平均し、かつ為替ヘッジによる影響を考慮して計算しています。

*4 配分比率はマザーファンドの対純資産総額比です。為替ヘッジによる評価損益などの影響で合計が100%を超える場合があります。

○各組入ファンド配分比率*4

資産区分	ファンド名	配分比率
先進国債券	コクサイ・フィックス・インカム・ファンドA	0.13%
モーゲージ証券	ゴールドマン・サックス・US・モーゲージ・バック・セキュリティーズ・ポートフォリオ	9.27%
投資適格社債	グローバル・コーポレート・ファンドI	0.00%
新興国債券	ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケット・デット・ポートフォリオ	39.83%
	ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケット・ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ	0.00%
ハイ・イールド社債	グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ II	49.90%
	ゴールドマン・サックス・ヨーロッパ・ハイ・イールド・ボンド・ポートフォリオ	0.00%
	アジア・ハイ・イールド・ボンド・サブ・トラスト	0.00%
	ゴールドマン・サックス・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ポートフォリオ	0.00%

上記は基準日時点におけるデータであり、将来の成果を保証するものではなく、市場動向等により変動します。また、ポートフォリオの内容は市場の動向等を勘案して隨時変更されます。

2025年12月30日現在

本ファンドの運用状況と各債券市場の動向

＜運用状況＞

当月末時点におけるポートフォリオの平均利回りは前月末から上昇しました。

＜先進国債券市場＞

当月の世界債券市場では、主要先進国の国債利回りは概ね上昇（価格は下落）しました。米国では、月の前半は、11月のISM（米供給管理協会）非製造業景況指数や、12月のミシガン大学消費者信頼感指数（速報値）がいずれも市場予想を上回ったことなどから、利回りは上昇基調で推移しました。月の後半に入ると、10月の雇用統計における非農業部門雇用者数が前月から大幅に減少し、併せて発表された11月の失業率も悪化し、米経済に対する先行き不透明感が強まることなどから、利回りは低下に転じました。また、11月のCPI（消費者物価指数）上昇率が市場予想を下回ったことなども利回りの低下要因となりました。その後は、一部の国債入札の結果が軟調になった局面では利回りが上昇する一方、原油価格が下落した局面などでは利回りが低下するなど、一進一退の推移となりました。月末にかけては、12月のFOMC（米連邦公開市場委員会）の議事要旨が公開され、今後の利下げ期待が後退したことなどから利回りは上昇した結果、米国10年国債利回りは、前月末対比で上昇しました。

ドイツでは、月初は、10月のドイツの鉱工業生産が市場予想に反して上昇したことや、ECB（欧州中央銀行）のシュナーベル理事をはじめ複数の高官が利下げに否定的な姿勢を示したことなどから、利回りは概ね上昇基調で推移しました。その後は、年末に入り、市場参加者が減少するなか、利回りが低下した米国債市場の動向に影響を受けましたが、ドイツ10年国債利回りは、前月末対比で上昇しました。

＜モーゲージ証券市場＞

当月の政府系機関MBS市場は小幅に上昇しました。月初は、今後の利下げ期待が高まったことなどを背景に、スプレッド（国債に対する上乗せ金利）は縮小しました。月の後半にかけても、住宅ローン金利が低下したことなどから、スプレッドは縮小しました。

＜投資適格社債市場＞

当月の投資適格社債市場は小幅に下落しました。当月は、FRB（米連邦準備制度理事会）による追加の利下げ観測が強まることなどを受けて、投資家のリスク選択性が強まつた月初にかけて、スプレッドは縮小しました。スプレッドは縮小したものの、米国債の利回りが上昇した結果、トータル・リターンはマイナスとなりました。

＜新興国債券市場＞

当月の同市場は、米国債の金利が上昇したものの、スプレッドが縮小したことから、上昇しました。スプレッドは、FRBが利下げを決定したほか、市場の想定ほどタカ派寄りではなかったことなどが好感され、縮小しました。

＜ハイ・イールド社債市場＞

月の前半は、米金利が上昇したことや原油価格が下落したことなどから、スプレッドは拡大しました。その後は、原油価格が反発したことや、世界の主要株式市場が上昇し、投資家のリスク回避的な動きが弱まつたことなどからスプレッドは縮小し、月間でも縮小する結果となりました。格付け別では、B格債がBB格債やCCC格債をアウトパフォームしました。セクター別では、製紙やゲーミングなどがアウトパフォームした一方、小売りやメディアなどがアンダーパフォームしました。

上記に記載された市況や見通し等は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来の動向や結果を示唆あるいは保証するものではありません。また、将来予告なしに変更する場合もあります。

※くわしくは、「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

収益分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



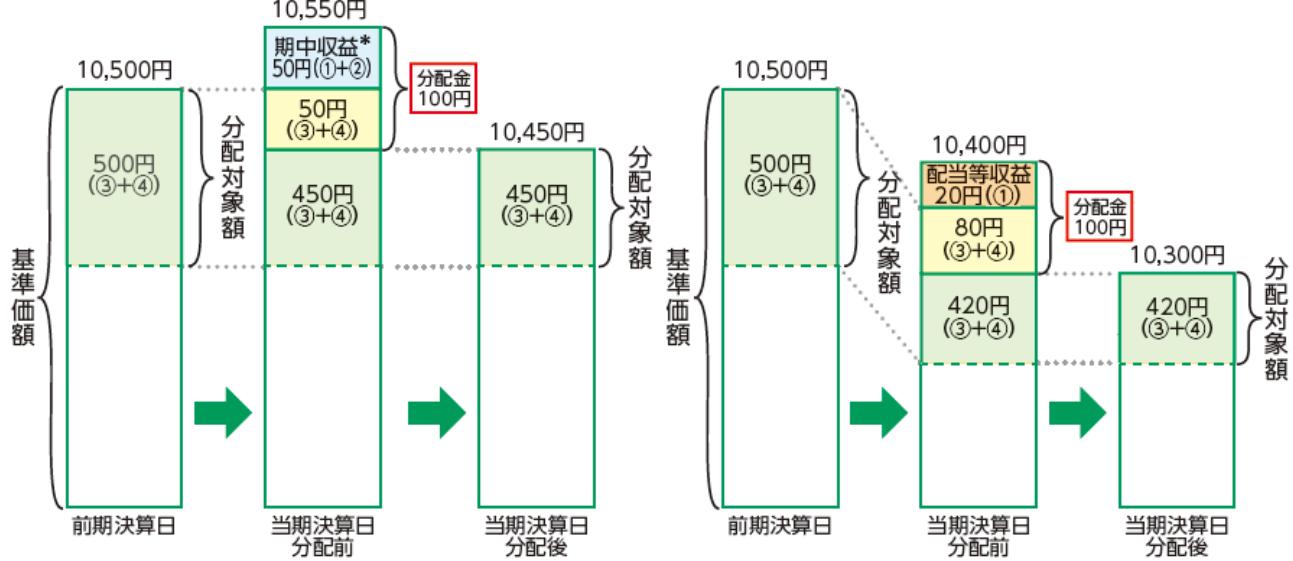
分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金(当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益)④収益調整金(信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分)です。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合

前期決算から基準価額が下落した場合



※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

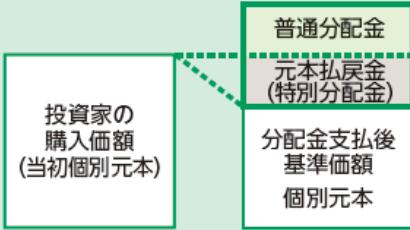
上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の保全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組入資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することに十分ご留意ください。

※くわしくは、「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

収益分配金に関する留意点(続き)

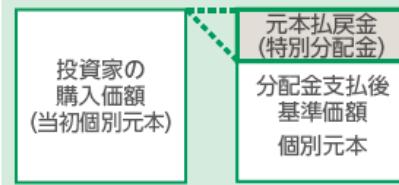
投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の基準価額の値上がりが、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的に元本の一部払戻しに相当することがあります。元本の一部払戻しに該当する部分は、元本払戻金(特別分配金)として非課税の扱いになります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金: 個別元本(投資家のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資家の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額(特別分配金)だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

ファンドの特色

- 世界のさまざまな債券を組み合わせ、ポートフォリオの組入資産の平均利回りを約3%に維持することをめざします^{*1}。
- 平均利回りの維持をめざしながら、ポートフォリオの価格変動リスクが最小となるよう、債券の組み合わせを原則として四半期ごとに調整します^{*2}。
- 原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります^{*3}。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

本ファンドは、ポートフォリオの組入資産の平均利回りを約3%に維持することをめざすものであり、本ファンドのトータル・リターンが一定の水準となることを示唆あるいは保証するものではありません。本ファンドの基準価額の動きは、金利動向、信用状況を含む市況動向の影響を受けるため、短期的または長期的に下落する場合があり、投資元本を割り込むことがあります。また、運用管理費用(信託報酬)等の費用が控除される点にご留意ください。

*1 上記の利回り水準は本書作成時点における水準であり、将来変更される場合があります。また、将来の利回りが上記水準に維持されることを保証するものではありません。

*2 本ファンドは、ポートフォリオの組入資産の平均利回りを維持するために必要なリスク(金利リスク、信用リスク等)を取るため、市場環境によっては、相対的にリスクの高い新興国債券やハイ・イールド社債等の組入比率が高まり、基準価額の変動が大きくなる場合があります。

*3 為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかります。なお、本ファンドの投資対象ファンドにおいてはアクティブな通貨運用を行うため、一定の為替変動リスクが伴います。

[注意点]利回り(イールド)とトータル・リターンの違い

・利回りとは: 利率(クーポン)とは異なり、債券を満期まで保有した場合の、利子収入および償還差損益の1年当たりの収益のことを指します。債券の購入価格が額面より高い(低い)場合、債券の利回りは利率より低く(高く)なります。

・トータル・リターンとは: 投資から得られる年間の利益あるいは損失を指し、利回りと価格変動等の組み合わせによって上下します。

※くわしくは、「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

投資リスク

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。

主な変動要因

債券への投資リスク

債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。金利の変動による債券価格の変化の度合い(リスク)は、債券の満期までの期間が長ければ長いほど、大きくなる傾向があります。

債券への投資に際しては、債券発行体の倒産等の理由で、利息や元本の支払いがなされない、もしくは滞ること等(これを債務不履行といいます。)の信用リスクを伴います。一般に、債券の信用リスクは、発行体の信用度が低いほど大きくなる傾向があり、債券価格が下落する要因となります。債券の格付けは、トリプルB格以上が投資適格格付け、ダブルB格以下が投機的格付けとされています。投資適格格付けと投機的格付けにおいては、債務不履行率に大きな格差が見られます。

債券への投資には、期限前償還リスクが伴います。期限前償還とは予定された満期償還より前に、元本の一部または全部が償還されることをいい、期限前償還により当初予定していた期間利回りが得られないリスクや、償還金をより低い利回りで再投資しなければならないリスクがあります。

新興国債券への投資リスク

新興国市場への投資には、先進国の市場への投資と比較して、カントリー・リスクの中でも特に次のような留意点があります。すなわち、財産の収用・国有化等のリスクや社会・政治・経済の不安定要素がより大きいこと、市場規模が小さく取引高が少ないことから流動性が低く、流動性の高い場合に比べ、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があること、為替レートやその他現地通貨の交換に要するコストの変動が激しいこと、取引の決済制度上の問題、海外との資金決済上の問題等が挙げられます。その他にも、会計基準の違いから現地の企業に関する十分な情報が得られない、あるいは、一般に金融商品市場における規制がより緩やかである、といった問題もあります。

ハイ・イールド社債への投資リスク

一般に、ハイ・イールド社債は投資適格債券と比較して、債券発行体の業績や財務内容などの変化(格付けの変更や市場での評判等を含みます。)により、債券価格が大きく変動することがあります。特に信用状況が大きく悪化するような場合には、短期間で債券価格が大きく下落することがあり、本ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ハイ・イールド社債は投資適格債券と比較して、債務不履行が生じる可能性が高いと考えられます。

為替変動リスク

本ファンドは、原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うにあたりヘッジ・コストがかかります。また、債券運用とは別に、本ファンドが実質的に組入れる投資信託証券では、収益の向上をめざし、アクティブな通貨運用を行います。したがって、為替変動リスクが伴います。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。

本戦略に伴うリスク

本ファンドは、実質的に世界のさまざまな債券に投資し、ポートフォリオの組入資産の平均利回りを維持する上で価格変動リスクが最小となるようにポートフォリオを構築しますが、市場動向等によっては、相対的にリスクの高い資産への資産配分が大きくなり、基準価額の変動が大きくなることがある等、ファンド全体のリスクが高まり、投資元本を割り込むことがあります。

※くわしくは、「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

お申込みメモ

購入単位	販売会社によって異なります。
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込日から起算して6営業日目から、お申込みの販売会社を通じてお支払いたします。
購入・換金申込不可日	英國証券取引所、ニューヨーク証券取引所もしくはルクセンブルク証券取引所の休業日またはロンドン、ニューヨークもしくはルクセンブルクの銀行の休業日および12月24日(以下「ファンド休業日」といいます。)
申込締切時間	「ファンド休業日」を除く毎営業日の原則として午後3時30分までに販売会社所定の手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。 ※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にご確認ください。
信託期間	原則として無期限(設定日: 2016年6月14日)
繰上償還	各ファンドについて受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合等には繰上償還となる場合があります。
決算日	毎月決算コース: 毎月25日(ただし、休業日の場合は翌営業日) 年2回決算コース: 每年5月25日および11月25日(ただし、休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎月決算コース: 毎月の決算時に原則として収益の分配を行います。販売会社によっては分配金の再投資が可能です。 年2回決算コース: 年2回の決算時に原則として収益の分配を行います。販売会社によっては分配金の再投資が可能です。 ※運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。
信託金の限度額	各ファンドについて5,000億円を上限とします。
スイッチング	スイッチング(乗換え)につきましては、販売会社にお問い合わせください。 ※スイッチングの際には換金(解約)されるファンドに対して換金にかかる税金が課されることにつきご留意ください。
課税関係 (個人の場合)	課税上は株式投資信託として取扱われます。 本ファンドは、少額投資非課税制度(NISA)の適用対象ではありません。 配当控除の適用はありません。 原則、分配時の普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の譲渡益が課税の対象となります。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購入時	購入時手数料	購入申込日の翌営業日の基準価額に、 2.2%(税抜2%)を上限 として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。
換金時	信託財産留保額	なし

投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
毎日	運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して 年率0.9955%(税抜0.9050%) ※ 本ファンドの実質的な投資対象である組入れ投資信託証券に運用報酬はかかりません。なお、投資対象ファンドの見直し等により、運用報酬がかかる投資信託証券を組入れる場合がありますが、当該投資信託証券の組入比率は運用状況に応じて変動するため、受益者が実質的に負担する信託報酬の率および上限額は事前に表示することができません。 ※ 運用管理費用は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。
	信託事務の諸費用	監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.1%相当額を上限として定率で日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われるほか、マザーファンドの組入れ投資信託証券の信託事務の諸費用が各投資信託証券より支払われます。
随時	その他の費用・手数料	有価証券売買時の売買委託手数料や資産を外国で保管する場合の費用等 上記その他の費用・手数料(マザーファンドの組入れ投資信託証券において発生したものを含みます。)はファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

販売会社一覧

金融商品取引業者名	登録番号	加入協会					お取扱いコース	備考
		日本証券業協会	一般投資顧問業協会	一般社団法人	金融先物取引業協会	一般社団法人		
		日本一般社団法人	金融取引業協会	一般社団法人	金融商品取引業者協会	一般社団法人		
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	●	●	●	●	●	
株式会社 SBI 証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	●		●	●	●	
静銀ティーム証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第10号	●				●	
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第20号	●				●	
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	●		●		●	
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	●	●	●	●	●	
UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3233号	●	●	●		●	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	●	●	●	●	●	
株式会社 SBI 新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社 SBI 証券)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	●		●		●	
株式会社関西みらい銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第7号	●		●		●	
株式会社紀陽銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第8号	●				●	
株式会社熊本銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第6号	●				●	
株式会社埼玉りそな銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第593号	●		●		●	
株式会社十八親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第3号	●				●	
株式会社十六銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第7号	●		●		●	
株式会社第四北越銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第47号	●		●		(注1)	
株式会社広島銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第5号	●		●		(注1)	(注1)
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第7号	●		●		●	
株式会社みずほ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第6号	●		●	●	(注1)	
株式会社三井住友銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第54号	●		●	●	(注1)	(注1)
株式会社武蔵野銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第38号	●				(注1)	(注1)
株式会社りそな銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第3号	●	●	●		●	
みずほ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第34号	●	●	●		(注1)	(注1)
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第33号	●	●	●		(注2)	(注2)

(注1) 本ファンドの新規の購入申込み受付を停止しております。

(注2) インターネットでのみのお取扱いとなります。

くわしくは販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

委託会社その他関係法人の概要について

■ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(委託会社)

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号

加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会
信託財産の運用の指図等を行います。

■ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル(投資顧問会社)

委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受けて、投資判断・発注等を行います。

■株式会社SMBC信託銀行(受託会社)

信託財産の保管・管理等を行います。

■販売会社

本ファンドの販売業務等を行います。

販売会社については、下記の照会先までお問い合わせください。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話: 03-4587-6000

(受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: www.gsam.co.jp

本資料のご利用にあたってのご留意事項等

■本資料はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」といいます。)が作成した資料です。投資信託の取得の申込みにあたっては、販売会社より「投資信託説明書(交付目論見書)」等をお渡しいたしますので、必ずその内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

■本ファンドは値動きのある有価証券等(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。

■本資料は、当社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成されていますが、当社がその正確性・完全性を保証するものではありません。

■本資料に記載された過去の運用実績は、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。投資価値および投資によってもたらされる収益は上方にも下方にも変動します。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

■本資料に記載された見解は情報提供を目的とするものであり、いかなる投資助言を提供するものではなく、また個別銘柄の購入・売却・保有等を推奨するものではありません。記載された見解は資料作成時点のものであり、将来予告なしに変更する場合があります。

■個別企業あるいは個別銘柄についての言及は、当該個別銘柄の売却、購入または継続保有の推奨を目的とするものではありません。本資料において言及された証券について、将来の投資判断が必ずしも利益をもたらすとは限らず、また言及された証券のパフォーマンスと同様の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。

■投資信託は預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

■銀行等の登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。

■投資信託は金融機関の預金と異なり、元金および利息の保証はありません。

■投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。